

27 貿情セ 調(経提)第 18 号
平成 27 年 2 月 20 日

経済産業省

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 風木課長殿
安全保障貿易審査課 長濱課長殿
写)安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿
写)安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿
写)安全保障貿易審査課 相川課長補佐殿
写)安全保障貿易管理課 草刈係長殿
写)安全保障貿易審査課 柴係長殿
写)安全保障貿易審査課 高月係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
制度専門委員会 制度・手続分科会
主査 田中 利広

包括許可制度見直しに関する要望

1. 背景と目的

広域アジア圏における経済活動が活発化する中、東南アジア諸国、中国、インド、台湾等への生産拠点の設置やシフトも進み、域内におけるビジネス環境の変化、流動性が加速し、また、サプライチェーンにおけるこの地域のウェイトも依然、高まる傾向にあります。

その一方で、日本を、また、世界を取り巻く安全保障における懸念、そのリスクの増大、また、複雑化も同時に見受けられるところであります。

このような状況下、一般包括許可又は特別一般包括許可の対象から外れる広域アジア圏を構成・形成する東南アジア諸国、中国、インド、台湾等の国・地域、また、リスト規制の対象であって汎用の貨物・技術において、そのビジネス活動をより最適化し、安全保障上のリスクがより少ないサプライチェーンの確立、確保を推進してまいりたく存じます。

一方、安全保障上の懸念等のチェック、精査、また、係る審査を強化すべき取引、ビジネスにおいては、より確実な体制、運用で臨むべく、メリハリのある取扱、運用・管理をも、その必要性として認識するところであります。

そこで、そのための方策として、現行の特定包括許可及び特定子会社包括許可の制度・運用の一部発展的見直しにより、これら許可制度の利活用を更に促進し、経済活動と安全保障の両面を適切に見据え、バランス感のある仕組みを検討し、その展開を図ってまいりたく存じます。

2. 対象

制度

- 特定包括許可
- 特定子会社包括許可

貨物

- 輸出令別表第一 2の項(原子力)、3の項(化学兵器)、3の2項(生物兵器)、4の項(ミサイル)、5の項(先端材料)、7の項(エレクトロニクス)、8の項(コンピュータ)、9の項(通信関連)、10の項(センサー・レーザー)、12の項(海洋関連)、13の項(推進装置)、14の項(その他)の各項の一部

技術

- 外為令別表 2の項(原子力)、3の項(化学兵器)、3の2項(生物兵器)、4の項(ミサイル)、5の項(先端材料)、6の項(材料加工)、7の項(エレクトロニクス)、8の項(コンピュータ)、9の項(通信関連)、10の項(センサー・レーザー)、11の項(航法関連)、12の項(海洋関連)、13の項(推進装置)、14の項(その他)の各項の一部

なお、貨物(輸出令)の1の項(武器)、6の項(材料加工)、11の項(航法関連)、15の項(機微品目)及び16の項(補完品目)は、特定包括許可及び特定子会社包括許可のそれぞれにおいて全て対象外。

また、技術(外為令)については、1の項(武器)、15の項(機微品目)及び16の項(補完品目)は、特定包括許可及び特定子会社包括許可のそれぞれにおいて全て対象外。

貨物、技術ともに、包括許可取扱要領の[別表 A]及び[別表 B]のマトリックス表に基づきます。

3. 具体的方策・見直し案

➤ (1) 特定包括許可

1) 継続要件の明確化【運用の明確化】

包括許可取扱要領の III 特定包括許可の5、特定包括許可の申請手続の(5)「継続的な取引関係等について」に「…又はこれらであることが見込まれるもの」が規定されていますが、現在、少なくとも1件以上の実績が必要であるという運用になっています。しかし、この点については、包括許可取扱要領に規定されている文言通り「これらであることが見込まれるもの」であれば、申請時には実績が無くても本継続要件を満たすものとし、明確化いただきたいと存じます。

2) 「公表リスト」掲載企業を親会社とする相手方との取引【類型の追加】

上記1)の要望を認めていただけない場合には、輸出者等の名称等の公表の制度において、いわゆる「公表リスト」に掲げられている者を親会社とする海外の法人(子会社)を対象とする場合、申請者は過去の許可取得、すなわち、許可実績を特段要しないとする要件を追加いただけないか。

この際の相手方は、「公表リスト」に掲げられている者が資本の、株式の過半数を有している状態を、その対象者とします。

<具体的要望事項>

そこで、包括許可取扱要領のIII 特定包括許可の5、特定包括許可の申請手続の(5)に規定される「継続的な取引関係等について」に、例えば、下記③と④の類型を新設いただけないか。

③ 「公表リスト」掲載者を親会社とする輸入者又は取引の相手方について、特定包括許可取得後の1年間に、輸出にあっては同一の輸入者向けの輸出が2件以上、役務取引にあっては同一の取引の相手方への技術提供が1件以上見込まれもの

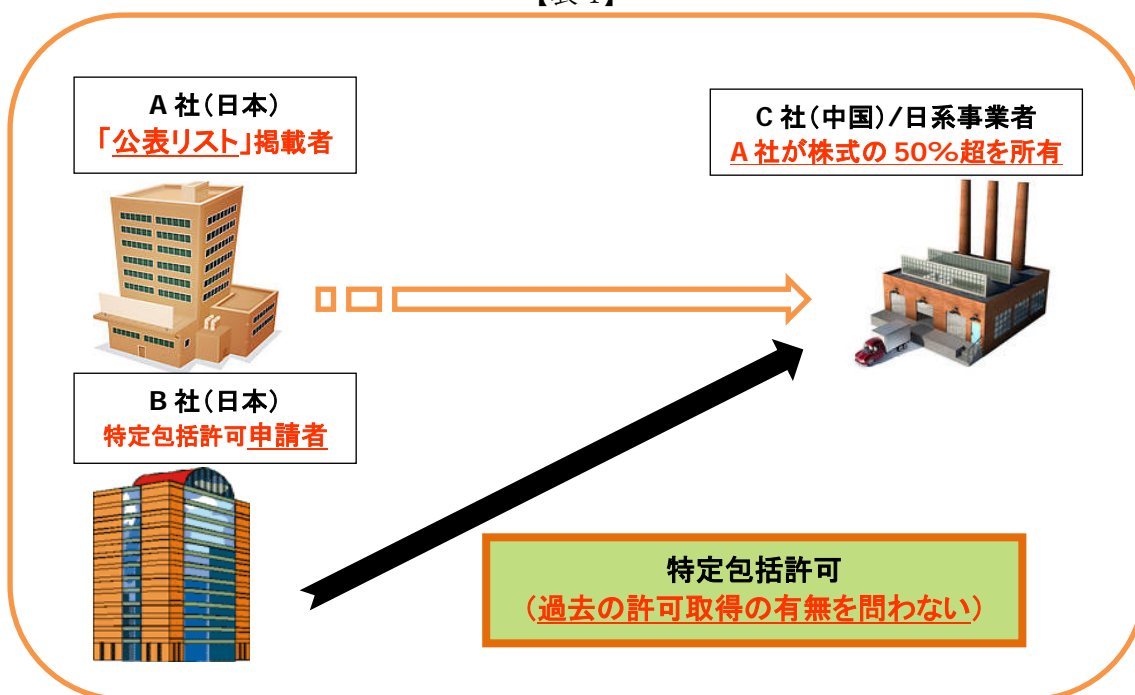
④ 「公表リスト」掲載者を親会社とする需要者(輸入者と需要者が異なる場合)又は利用する者(取引の相手方と利用する者が異なる場合)について、特定包括許可取得後の1年間に、輸出にあっては同一の需要者向けの輸出が2件以上、役務取引にあっては同一の利用する者への技術提供が1件以上見込まれもの

<運用詳細>

なお、ここで規定する親子の関係は、その認識を容易にし、係る取扱・運用を確実なものとするためにも、表1に記す中国所在の日系事業者(C社)の過半数(50%超)の資本・株式を所有する者が、「公表リスト」に掲げられている者(A社)であることに限定し、この場合、申請者(B社)が、このC社を対象とする当該申請においては、B社からC社への過去の個別許可等の申請・許可実績は特段不要といたします。

よって、継続的な取引関係等について上記類型の新設を、その背景として、経済産業省殿において公表いただいている「公表リスト」を根拠としつつ、そもそも相当の、また、一定の安全性を認め得るものとして取り扱いいただく中で、この「公表リスト」の意義、また、その位置づけ等の強化をも目途とすると同時に、日系企業を主たる対象とする取引における効率化及びより有効なサプライチェーンの確立に寄与するものと考えます。

【表 1】



➤ (2) 特定子会社包括

1) 申請者の実質的機能を損なわない要件の追加【類型の追加】

申請者を特定子会社の株式の過半数を有する者又は特定子会社の株式の所有状況等について、株式の過半数を有する者と実質的に同等と特に認められる者とする現行の規定要件に加え、株式の所有状況等の『等』に含まれるものに当該企業のグループ会社を適格申請者として、新たに追加いただけないか。当該企業のグループ会社については、企業グループの組織上の指示・命令系統が株式の所有状況に係わらず存在し、当該企業グループのルールとしてガバナンス体制等が規定され、また、その確認に資する書類の提出を要件とする。その際、当該包括の名称の「子会社」から一部形式的に少し離れたイメージとなるものの、実質的にその趣旨に基づくものと認識するところであります。

企業のガバナンスは決して、株式所有をその唯一根拠として絶対化し得る状態にもなく、もちろん、株式の所有状態がガバナンスに与える影響は当然存在し、その状態を安易に否定するものではありませんが、企業を取り巻く環境がよりグローバル化し、複雑化する中で、より実質的で、また、効果的な運用を図るためにも是非、ご検討を賜りたく存じます。

2) 許可利用者の拡大・共用【追加措置・運用】

特定子会社包括許可の申請者以外の他者、第三者利用について、ご検討を賜れないでしょうか。すなわち、特定子会社包括許可の対象となる子会社の許可を受けている申請者（親会社）の許可証利用同意に基づき、その親会社が取得している特定子会社包括許可を第三者も、ある一定の制限（第三者利用制限）をもって利用できないか。

そもそも、当該許可の対象者には、その安全保障上の懸念は特段ないものと認識するため、より効率的な運用によるサプライチェーンの実現を図ってゆければと存じます。

なお、この特定子会社包括許可の第三者利用制限として、「公表リスト」掲載企業に限定し、また、当該許可の申請・取得者（親会社）との利用に係る同意を要件といたします。

因みに、過去には A 種特定子会社、B 種特定子会社における第三者に係る申請者となる制度もございましたが、その辺をも踏まえつつ改めて、ご検討を賜れないでしょうか。

3) 電子申請手続対象化【追加措置・運用】

電子申請の対象外手続と現行規定されているが、電子申請手続の対象としていただけないか。特定子会社包括許可を除く、一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続については規定される現状にあります。特定子会社包括許可を、その対象から除外する特段の事由がないようにも思われるため、その取扱における効率化の観点においても、電子申請手続の対象として追加いただければと存じます。

4) 実地の監査要件の明確化【運用の明確化】

再輸出に関する誓約書事項の適切な理解と確実な実施により、懸念のある需要者等へ貨物等が渡ることを阻止することを主たる目途とし、申請者の要件とするところの実地監査について、その監査事項・内容等における特段の定めがないため、申請者個々の取り扱いによるばらつきや、そのばらつきから生じる有効性への懸念や不安等が持たれているところでもあります。そこで、その解消・解決を図るべく、係る運用の明確化を目途とした指針等の、貴省ホームページ上の Q&A 等での提示をご検討賜れないでしょうか。

以上